Ota City Labor Union Paper

職友おおた

発行人：執行委員長　山本 伸一／発行元：太田市職労教育宣伝部

太田市職労

14
2019
19th.Aug

2019 人事院勧告

6年連続引き上げも課題は山積

官民較差 387 円（0.09％）、一時金 0.05 月引き上げ

【住居手当】家賃月額５.９万円未満は減額へ

人事院は８月７日、本年の官民較差に基づき、月例給を 387 円(0.09%)、一時金を 0.05 月引き上げる勧告を行った。**(勧告の骨子については裏面)**

なお、月例給は、初任給をはじめ若年層が在籍する号俸のみの引き上げとなり、30 歳台後半以降および再任用職員に係る号俸は据え置きとなった。また、一時金については勤勉手当にあてられる。

月例給、一時金ともに、６年連続の引き上げ勧告となったことは、組合員の期待にも一定程度応える内容といえる。一方で、較差が小さかったとはいえ、俸給表全体の改定ではなく若年層への配分にとどまったこと、一時金の引き上げ分においても期末手当ではなく、６年連続で勤勉手当にあてた点については不満の残る結果となった。

また、勧告では住居手当の見直しについても言及。支給上限額を 1,000 円引き上げ 28,000 円としたが、家賃月額 59,000 円未満の場合、下記のとおり引き下げとなり、月額最大 4,000 円の減額が生じることとなる。群馬県の家賃相場を踏まえるとその影響はあまりにも大きい。

【現行の住居手当支給額】
※住居手当支給対象者は月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員
◆家賃月額が 23,000 円以下の場合
　家賃月額－12,000 円
◆家賃月額が 23,000 円超の場合

$$\left(\frac{\text{家賃月額}-23{,}000\text{円}}{2}\right)+11{,}000\text{円}$$

※(　) 内が 16,000 円を超えた場合、一律 16,000 円とする。最高支給限度額 27,000 円

➡

【勧告後の住居手当支給額】（想定）
※住居手当支給対象者は月額 16,000 円を超える家賃を払っている職員
◆家賃月額が 27,000 円以下の場合
　家賃月額－16,000 円
◆家賃月額が 27,000 円超の場合

$$\left(\frac{\text{家賃月額}-27{,}000\text{円}}{2}\right)+11{,}000\text{円}$$

※(　) 内が 17,000 円を超えた場合、一律 17,000 円とする。最高支給限度額 28,000 円

例
家賃 23,000 円の場合：現行 11,000 円→ 7,000 円（▲4,000 円）
家賃 40,000 円の場合：現行 19,500 円→17,500 円（▲2,000 円）
家賃 50,000 円の場合：現行 24,500 円→22,500 円（▲2,000 円）
家賃 60,000 円の場合：現行 27,000 円→27,500 円（　＋500 円）

あわせて、定年引き上げ早期実現のための措置と非常勤職員の夏季休暇の新設について報告があった。人事院勧告は、国家公務員に対する勧告であり、原則的には地方公務員にそのまま適用されるものではない。状況を注視するとともに、国と地方の給与格差を拡大させないためにも、地方における課題整理を踏まえた必要な要求・交渉を積み上げていくことが重要となる。

群馬県本部では、市町村も含め全組合員で行った統一要求署名を背景に 2019 群馬県・人事委員会勧告において、公民較差の全てを給料表の引き上げ改定で解消するよう、県職連と連携しながら取り組みを強化する。

給与勧告の骨子（抜粋）

Ⅰ　民間給与との較差に基づく給与改定等

1　民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 55 万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.9%）

＜月例給＞　公務と民間の４月分の給与額を比較

○民間給与との較差　387 円　0.09%

〔行政職（一）…現行給与 411,123 円 平均年齢 43.4 歳〕

〔俸給 344 円　はね返り分（注）　43 円〕（注）俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

＜ボーナス＞　昨年８月から本年７月までの直近１年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合　4.51 月（公務の支給月数　4.45 月）

2　給与改定の内容と考え方

＜月例給＞　※実施時期：平成 31 年４月１日

俸給表

①　行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験および一般職試験（大卒程度）に係る初任給を 1,500 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 2,000 円引上げ。

これを踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率 0.1%）

②　その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定

（専門スタッフ職および指定職俸給表は改定なし）

＜ボーナス＞　※実施時期：法律の公布日

民間の支給割合に見合うよう引上げ　4.45 月分→4.50 月分

民間状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）※再任用職員は変わらず、2.35 月

		6 月期	12 月期
令和元年度	期末手当	1.30　月（支給済み）	1.30　月（改定なし）
	勤勉手当	0.925 月（支給済み）	0.975 月（現行 0.925 月）
令和２年度以降	期末手当	1.30　月	1.30　月
	勤勉手当	0.95　月	0.95　月

3　その他

・住居手当の見直し　※実施時期：令和２年４月１日

①　手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ〔12,000 円→16,000 円〕

②　①の原資を用いて手当額の上限を引き上げ　〔27,000 円→28,000 円〕

③　手当額が 2,000 円を超える減額となる職員については、１年間所要の経過措置

・職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。

民間の定年制の状況等を踏まえつつ、給与カーブの在り方について検討

Ⅱ　公務員人事管理に関する報告

・多様な有為の人材の確保・育成

・能力・実績に基づく人事管理の推進

・勤務環境の整備

→本年４月から超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導

→有識者検討会の結果も踏まえ、パワハラの新たな防止策を措置

→非常勤職員の夏季休暇を新設

・障害者選考試験の実施、各府省の採用や合理的配慮の提供に係る支援

・定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう要請